

**■平成 27 年度地方税制改正による石川町軽自動車税の改正について**

石川町軽自動車税 税制改正のお知らせ(平成 27 年 4 月 1 日現在の法令に基づく改正)

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成 27 年度から軽自動車税の税率が変更になり、平成 28 年度の軽自動車税から適用となります。

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について重課が導入されます。

また、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)を適用します。

**<原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等>**

**28 年度課税から、次の車種について新税率が適用されます。**

※当初、平成 26 年度税制改正により平成 27 年度課税から税率の引上げを実施する予定でしたが、平成 27 年度税制改正 により実施期間が 1 年間延期されていました。

車種区分		税率 (年税額)		
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円	
	50cc超～90cc以下	1,200 円	2,000 円	
	90cc超～125cc以下	1,600 円	2,400 円	
軽自動車	軽二輪 125cc超～250cc以下	2,400 円	3,600 円	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円	
	その他	4,000 円	5,900 円	
二輪の小型自動車	250cc超	4,000 円	6,000 円	
その他	ミニカー	2,500 円	3,700 円	
	ボートトレーラー	二輪	2,400 円	3,600 円
	特殊けん引車	2,400 円	3,600 円	

**<三輪、四輪の軽自動車>**

**27 年度課税から三輪及び四輪の軽自動車について、条件によって新税率が適用されます。**

なお、条件については「**最初の新規検査**」の年月で判定します。

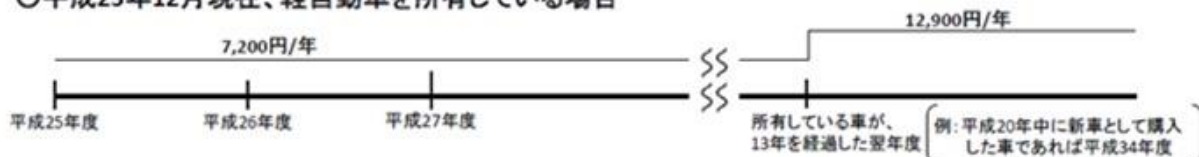
車種区分			税率 (年税額)			
			平成 27 年 3 月 31 日までに 最初の新規検査をした車両 (ア)	平成 27 年 4 月 1 日以後に 最初の新規検査をした車両 (イ)	最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (ウ)	
軽自動車	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪以上	用 乗	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	
	貨物	用 業	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
自家用		4,000 円	5,000 円	6,000 円		

- (ア) **平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした軽自動車**については、現在の税率から変更はありません。ただし、平成 28 年課税から(ウ)に該当する場合があります。
- (イ) 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。(平成 28 年度課税から適用となります。)
- (ウ) **28 年度課税から、最初の新規検査から 13 年経過した三輪、四輪の軽自動車**について、重課が導入及び適用されます。※概ね 20%の重課  
ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除きます。  
※平成 15 年 10 月 14 日前に最初の新規検査を受けた車両は年までの記載しかないので、その年の 12 月に検査を受けたものとみなすこととなります(地方税法等の一部を改正する法律改正附則第 14 条第 2 項)  
※平成 28 年度課税・平成 29 年度課税・平成 30 年度課税の判定は次のとおりです。

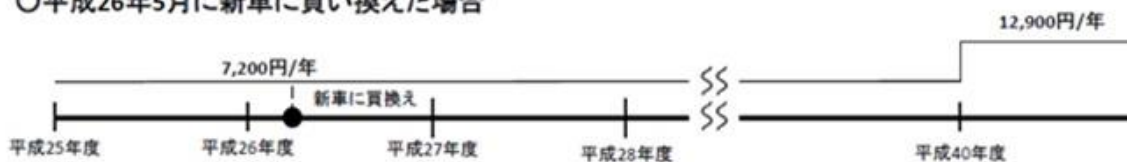
重課対象年度	新規検査の時期	自動車検査証の記載
平成 28 年度課税の重課対象	平成 14 年 12 月 31 日以前に 最初の新規検査をした車両	自動車検査証に記載されている初度検査年月が 「平成 14 年」以前
平成 29 年度課税の重課対象	平成 16 年 3 月 31 日以前に 最初の新規検査をした車両	自動車検査証に記載されている初度検査年月が 「平成 16 年 3 月」以前
平成 30 年度課税の重課対象	平成 17 年 3 月 31 日以前に 最初の新規検査をした車両	自動車検査証に記載されている初度検査年月が 「平成 17 年 3 月」以前

※軽四輪(乗用・自家用)を所有している方の軽自動車税重課適用の例

○平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合



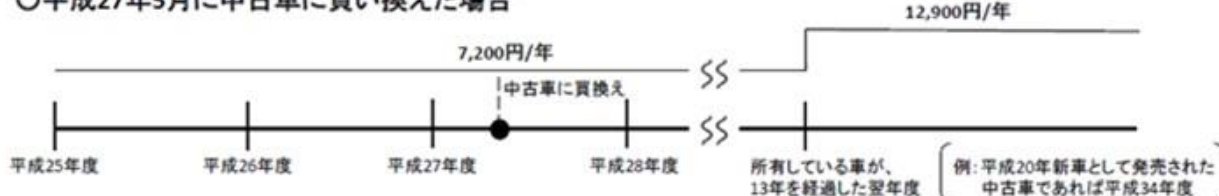
○平成26年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に中古車に買い換えた場合



※最初の新規検査とは

「最初の新規検査」とは、新規検査(新車)のことをいいます。軽三輪と軽四輪については新規検査(新車)の実施年月で税率を判定します。なお、最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

番号 ○○○○○ 自動車検査証 平成○○年○○月○○日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
	平成 年 月 日	平成 年 月						
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
	人			Kg	cm	cm	cm	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	後軸重	型式指定番号	類別区分番号		
				Kg				

※最初の新規検査年月

検査(車検)の種類には、以下のものがあります。

検査の種類	最初の新規検査の該当・非該当	説明
新規検査 (新車)	該当する	今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用しようとするとき受ける検査です。
新規検査 (中古車)	該当しない	一時、使用することを中止する手続きをした自動車を、再度使用しようとするときに受ける検査です。
継続検査	該当しない	自動車検査証の有効期限が満了した後も、引き続きその自動車を使用しようとするときに受ける検査です。 一般的に「車検」呼ばれる検査がこれにあたります。

■ **三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます**

平成 28 年度課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

＜適用条件＞

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る。)で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度(平成 28 年度)分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

車種区分			税率(年税額)			
			(工)	(オ)	(カ)	
軽自動車	三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円	
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円	

税率区分	車種区分	環境性能	軽減
(工)	電気自動車・天然ガス軽自動車	平成 21 年排出ガス 10%低減	概ね 75%
(オ)	乗用	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車	概ね 50%
	貨物用	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車	
(カ)	乗用	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃費基準達成車	概ね 25%
	貨物用	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	

※ (オ)、(カ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

詳細は、[総務省ホームページ](#)をご覧ください。

■お問い合わせ先

税務課 課税係 電話 0247-26-9118